

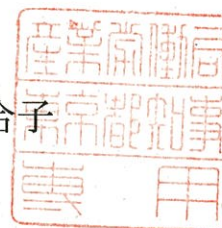


令和3年4月23日

一般社団法人東京経営者協会

会長 富田 哲郎 様

東京都知事 小池 百合子



### テレワークの取組の徹底等について（要請）

本日、国において、4月25日（日）から5月11日（火）までの期間について、緊急事態宣言の発出が決定されました。従来株よりも感染力が強く、重症化率も高いとされる変異株N501Yが都内でも急増しており、感染拡大をくい止めるには、実効性のある徹底した人流の抑制が不可欠です。

事業者の皆様には、緊急事態措置の期間において、大型連休中の連続休暇の取得の奨励とともに、テレワーク等の活用により出勤者数を最大でも3割に抑制すること、オンライン会議の活用等によって都県境を越える出張を控えるようお願いいたします。

とりわけ、テレワークの実施は、社員を感染から守り、働き方改革・生産性の向上を進めるといふ、経営戦略にかかわる事項です。そのため、経営者から従業員の方への積極的な呼びかけが必要です。

都は、会社が休業となる大型連休の期間を活用し、経営者の方向けに、テレワークに関する様々な疑問や課題に対応するオンライン講座を集中的に開催いたします。また、今回新たに「ワンストップ相談窓口」を開設し、テレワークの導入・運用時における様々な問題に対し、専門家がオンラインで助言いたします。この相談窓口では、経営者はもとより、従業員個人の方からの相談も可能としております。

なお、20時以降、防犯対策上、必要なもの等を除き、屋外照明の夜間消灯へのご協力につきまして併せてお願いいたします。

つきましては、貴団体の加盟企業・団体等に対し、テレワークの徹底等の働きかけを実施していただきますよう、ご協力をよろしくお願いいたします。